

<p>(陸軍密) 次官ヨリ科學動員協會理事長多田禮吉へ通牒案          貴協會ニ對シ別紙ノ通關査ヲ委囑セシメラルルニ付依命通牒ス          追テ細部計畫ヲ立案シ提出セラレ度</p> <p style="text-align: center;">陸軍密第31号          行五三四</p>										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

31

軍務

決行後 回 長(部)局	連 長(部)局	決行指定 局長	委員 長	決裁指定	三年	保存期限
大 委		官次 委		官次務政	件 名	番 號
特殊礦物資源調査委員ニ關スル件						
長 課	長 課	局長 務主 七 授	官副 高	官與 參	書記官	起元應(課名)
主計 矢部		監査 本成	課務主 以課務主 以課務主	官房主計 官房主計	主務副官 主務副官	戰 備 一 課
		軍務官務 補任久富木				陸 軍
				房官臣大	課局務主	
				了結 昭 和 年 月 日	出授 昭 和 年 月 日	領受 昭 和 年 月 日
				昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日

書政  
記務  
官  
同付  
(決行前)

(決行後)

審  
案  
記  
者

陸  
軍

科動南方特殊資源第三次調査團實施計畫

昭二八・五・六  
陸軍省

一、目的

第五項ノ地區ニ於テ主トシテ稀元素鑛物賦存狀況ヲ調査シ併セテ他ノ重要鑛物資源ニ付調査ス

二、編成

左記ニヨリ編成シ指名派遣團トシテ有効適切ナル調査ヲ實施ス但現地ニ於テハ軍ノ指示ヲ受ケ調査ニ從事スルモノトス

(一) 概ネ九名ヲ以テ組織ス

(二) 調査員ハ採鑛並ニ地質調査ニ經驗ヲ有スル練達者ヲ以テ之ニ充ツ

(三) 人員ハ科學動員協會、上申ニ基キ陸軍省ニ於テ銓衡ス

三、身分

陸軍省無給囑託トス

四、旅費

陸軍省ニ於テ負擔ス

五、調査地域

馬來東海岸、ボルネオ、スマタラ、ドゥン島、バタウィ島、ジャバ北ホルネオ等トス

六、調査目的物

ジルコニウム、リニウム、<sup>(セシウム)</sup>ルビドウム、ストロンチウム、トリウム、ネオデウム、ベリリウム、ニオブ、タンタル、ウラン、セリウム、モリブデン等ノ稀元素鑛物並ニ其他特殊鑛物

七、派遣期間

概ネ四ヶ月トス(往復期間ヲ含ム)

八、調査後ノ處置

調査團ハ調査ノ結果ヲ必要事項(其ノ都度)現地軍及陸軍省ニ宛テ報告スルモノトス

調査成果ノ處置ハ總テ之ヲ陸軍省ニ於テ處理ス、尚調査結果ノ發表ニ関シテハ

軍ノ許可ヲ受フルモノトス

九、出發時期

自昭和十八年六月中旬  
至昭和十八年十月中旬

(總務課・東京)

科動南方特殊資源第二次調査実施計画

昭二八五一八  
陸軍省

一、目的

第五項ノ地區ニ於テ主トシテ稀元素礦物ノ賦存狀況ヲ調査シ併セテ他ノ重要礦物資源ニ付調査ス

二、編成

左記ニヨリ編成シ指名派遣部トシテ有效適切ナル調査ヲ實施ス併  
現地ニ於テハ軍ノ指示ヲ受ケ調査ニ從事スルモノトス

(一) 隊員九名ヲ以テ組織ス

(二) 調査員ハ探偵並ニ地質調査ニ経験ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充

テ

(三) 人員ハ科學動員協會ノ上申ニ基キ陸軍省ニ於テ選定ス

三、身分

陸軍省無差賜託トス

四、旅費

陸軍省ニ於テ負擔ス

五、調査地域

馬來東海岸、ビルマ、スマトラ、ピリトン島、パンガー島、ジャ  
ワ、北ボルネオ等トス

六、調査目的物

ジルコニウム、リシウム、セシウム、ルビヂウム、ストロンチウ  
ム、トリウム、ネオヂウム、ペリリウム、ニオブ、タンタルウラ  
ン、セリウム、ノソトリウム等ノ稀元素礦物並ニ其他ノ特殊礦物

七、派遣期間

昭和四年ケ月トス(往復期間ヲ含ム)

八、調査後ノ處置

調査部ハ調査ノ結果ヲ(重要事項ハ其ノ都度)現地軍及陸軍省ニ  
宛テ報告スルモノトス

(編者英・東京)

調査成果ノ整理ハ雖テ之ヲ陸軍ニ於テ處理ス尙調査結果ノ整理  
ニ出資時期ハ陸軍ノ許可ヲ得ルニ付ス

自 昭和十八年六月中旬  
至 昭和十八年十月中旬

陸軍

東京小津橋